

1 1 月 2 7 日 (第 1 号)

平成26年第4回豊能町議会臨時会会議録目次

平成26年11月27日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
（報告）	
第9号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）	3
第10号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）	4
（議案提案理由説明・質疑・討論・採決）	
第9号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成26年度豊能町一般会計補正予算）	4
第44号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件	5
第45号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例改正の件	7
第46号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件	10
町長あいさつ	16
閉会の宣告	16

平成26年第4回豊能町議会臨時会会議録（第1号）

年 月 日 平成26年11月27日（木）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 14名

1番 野村 剛志	2番 管野英美子
3番 永谷 幸弘	4番 橋本 謙司
5番 井川 佳子	6番 高橋 充徳
7番 岩城 重義	8番 小寺 正人
9番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	田中 龍一	副 町 長	中井 勝次
教 育 長	石塚 謙二	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	木田 正裕	建設環境部長	石田 望
上下水道部長	高 秀雄	消 防 長	高田 龍二
会 計 管 理 者	川上 和博		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	乾 利昭	書 記	杉田 庄司
書 記	増田 稔		

議事日程

平成26年11月27日（木）午後1時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 第 9 号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）
- 日程第 4 第 10 号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）
- 日程第 5 第 9 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成26年度豊能町一般会計補正予算）
- 日程第 6 第 44 号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件
- 日程第 7 第 45 号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例改正の件
- 日程第 8 第 46 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件

開会 午後1時00分

○議長（竹谷 勝君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名であります。
定足数に達しておりますので、平成26
年第4回豊能町議会臨時会を開会いたしま
す。

臨時会に当たりまして、町長より発言を
求められていますので、これを許します。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

皆様、こんにちは。

議長からお許しがございましたので、平
成26年第4回豊能町議会臨時会開会に当
たりまして、一言御挨拶申し上げます。

豊能町でも山々が色づき、モミジのきれ
いな季節となってまいりました。今月11
月よりも、毎月25日はウエルネス・ウオ
ーキングデーとして、毎回午前9時30分、
保健福祉センター前に集合して、住民の皆
様と語りながら歩く事業を始めておりま
すけれども、第1回目は高台寺ということ
で歩いてまいりました。本当にきれいなモ
ミジでございました。

さて、議員の皆様におかれましては、衆
議院が解散されるなど大変お忙しいところ
ではございますが、臨時議会に御出席賜り
厚く御礼申し上げます。

本日の議案は、報告2件、承認1件と条
例改正3件を提案させていただきますので、
よろしく御審議いただき御決定賜りますよ
うお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとお
りでございます。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会より、今会期中にお

ける写真撮影の申し出があります。

申し出どおり写真撮影を許可することに
御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって今会期中、写真撮影を許可いたし
ます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行
います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則
第120条の規定により、14番・川上勲
議員及び1番・野村剛志議員を指名いたし
ます。

日程第2「会期の決定について」を議題
といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたした
いと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたし
ました。

日程第3「第9号報告 専決処分の報告
の件」の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第9号報告、専決処分の報告
の件につきまして御説明を申し上げます。

本件は、交通事故に係る和解及び損害賠
償の額を定めることについて、地方自治法
第180条第1項の規定により専決処分に
したもので、同条第2項の規定により報告
をするものでございます。

議案書2ページをごらんください。

専決第9号、専決日は平成26年10月
22日でございます。

相手方は、京都府舞鶴市溝尻町2-1、木船直樹氏でございます。

事故の概要ですが、平成26年8月4日午後4時7分ころ、金石橋交差点において非常勤職員が町所有の公用車を発進させようとしたところ、逆に後退したため、後方に停車していた相手方所有車両の前面バンパーに公用車のマフラーの先端部が接触し、相手方所有車両に損害を与えたものでございます。

和解の内容につきましては、町の過失割合を100%とし、相手方所有車両の修繕料8万3,115円を損害賠償金として相手方に支払うものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第4「第10号報告 専決処分の報告の件」の説明を求めます。

石田建設環境部長。

○建設環境部長（石田 望君）

それでは、第10号報告、専決処分の報告の件について御報告いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

提出の理由は、平成26年10月17日に発生しました事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして報告するものです。

専決処分を行いました内容について御説明いたします。

専決処分の日は平成26年11月14日でございます。

内容は、民法第695条の規定による和解でございます。

当事者は、甲が豊能町長田中龍一、乙が豊能町新光風台5丁目10番地の7、木戸

肇氏でございます。

事故の概要は、平成26年10月17日の午前9時50分ごろ、新光風台3丁目2号公園北側斜面で公園作業員が草刈りをしていたところ、草刈り機ではねた石が隣接道路を走行中の相手車両に当たり、同車両のフロントガラスを損傷させたものでございます。

和解の内容は、甲の過失割合を100%として、乙の所有車両の修繕料16万2,000円を損害賠償金として乙に支払うものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第5「第9号承認 専決処分事項の承認を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井副町長。

○副町長（中井勝次君）

第9号承認、専決処分事項の承認を求める件、平成26年度豊能町一般会計補正予算について御説明申し上げます。

本件は、衆議院が11月21日に解散されたため、総選挙に係る予算の補正を同日付で専決処分したため、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

専決第11号、一般会計補正予算（第5回）でございます。

第1条といたしまして、予算の総額に1,119万6,000円を増額し、予算の総額を65億5,206万4,000円とするものでございます。

専決日は、平成26年11月21日でございます。

補正の内容につきましては、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入は府委託金として総選挙の費用を府から受け取るもので、歳出は衆議院議員総

選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費として、選挙の必要経費を計上するものでございます。

御説明は以上でございます。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第9号承認は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6「第44号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第44号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の6ページ、7ページをお開き願います。

本件は、国において行われる一般職の国家公務員等の期末・勤勉手当に関する措置内容に鑑み、町議会議員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

条例の内容については、概要説明資料を

あわせてごらん願います。

今回の改正は、議員の期末手当を年間3.95カ月分から4.10カ月分に、0.15カ月分、引き上げるものでございますが、今年度については12月支給分に0.15カ月を加算し、来年度以降は6月、12月それぞれ0.075カ月分、引き上げるものでございます。

条文では、第1条で今年度分を、第2条で来年度以降分を規定し、それぞれ附則において施行日を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

福岡ですが、いいですか。

国において行われる一般職の国家公務員等の期末・勤勉手当の改正に伴うという形でございますが、これは議員にも適用されるという解釈はどこから来てるか御説明願えますか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

御質疑は、議員にも適用されるかという趣旨であったと思いますが、議員に適用されるというものではございませんでして、国の国家公務員におけるそういう措置について鑑みて、議員の皆様にも適用しようとするものでございます。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

議員の報酬等については、議員みずからが提案するあるいは決めるという、これは法律ではないですけど、不文律な形が残っ

ていたかと思うんですが、町から提案されるということは、議員はかわいそうやから何とかしたるという感じですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

このたびは人勧とか国家公務員の措置が議員の皆様に適用されるものではございませんけども、人勧に伴う国の措置、これに鑑みてということでございますので、町のほうから提案をさせていただいたというものでございます。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

最後ですが、これは豊能町ではなく、近隣あるいは大阪府の9町1村あるいは近隣、私どもと一緒に事務事業をやっている川西市あるいは猪名川町、さらには教育でやっている豊中市、池田市、箕面市、能勢町、ダブりますけど、等はこのような形で提案しているかどうか、知り得る限り御説明願えますか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

府内の町村並びに近隣の市町村について、状況を把握しているものではございませんが、これまでの状況を見ておりますと、ほぼ人事院勧告に沿ったといたしますか、一般職に沿った形で議員さんの皆さんの分も変わってきているというふうに思います。ただ、今年度については11月中旬に臨時議会を開いて改定をするというところ、大阪府内では、町村では、豊能町と河南町だけというふうに伺っております、ほかの町村については12月定例会で改定をされると

いうふうに伺っておりますのでございます。

○議長（竹谷 勝君）

そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

ただいまの第44号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に対する反対討論をいたします。

御承知のように人事院勧告というのは公務員の公平かつ適正な給与の確保のための制度であって、議員のための制度ではありません。ただいま質疑の中にもありました。我々議員は豊能町の財政逼迫した状況に危機感を覚えております。そして今まさに行政と協働して財政再建に向け取り組んでいる真っただ中であります。財政再建は、入るを量り出ざるを制するが原点であると私は思っております。町民税で支える町財政は人口増に負うところが大きであります。しかるに豊能町は、増田元総務相から指摘されたごとく、人口減の消滅自治体と試算された町であります。我々は微力ながら、9月議会で議員報酬を5%カットしたばかりであり、先般の町民会議の住民との意見交換の中でも、議員の報酬は歳費であって給料ではないと、歳費はなくても町のために頑張るといふ、気概のある意見まで出たほどであります。財政逼迫の中、人事院勧告は豊能町の議員にはそぐわないばかりか、検討にすら値しない条例であると思っております。よって、第44号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例には反対いたします。勇気ある議員諸侯の反対の意思表明をよろしく願います。

以上です。

(発言する者あり)

○13番(西岡義克君)

町会議員の西岡です。13番・西岡です。個人です。

○議長(竹谷 勝君)

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立8:5)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第44号議案は可決されました。日程第7「第45号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長(内田 敬君)

第45号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の8ページ、9ページをお開き願います。

本件は、国において行われる一般職の国家公務員等の期末・勤勉手当に関する措置内容に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を改定するものでございます。

条例の内容につきましては、概要説明資料もあわせてごらん願います。

今回の改正では、特別職と教育長の期末手当を年間3.90カ月分から4.10カ月分

に、0.2カ月分、引き上げるものでございますが、今年度については12月支給分に0.2カ月分を加算し、来年度以降は6月支給分で0.075カ月分、12月支給分で0.125カ月分を引き上げるものでございます。

条文では、第1条と第3条で今年度分を、第2条と第4条で来年度以降分を規定し、それぞれ附則において施行日を定めるものでございます。

なお、これまで議員の期末手当と、特別職、教育長の期末手当には0.05カ月分の差がございましたが、今回の改定において同じ月数とするものでございます。

説明は以上でございます。御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(竹谷 勝君)

これより本件に対する質疑を行います。福岡邦彬議員。

○11番(福岡邦彬君)

先ほどと同じ質疑ですが、これは人事院勧告の中身ですか、本文ですかという問題と、0.5、差額あっても同一にするという。これは何で、理由お願いしたいと思います。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長(内田 敬君)

まず、人事院勧告は特別職、教育長に適用されるかというところでございますが、これについては議員さんと同じく適用されるものではございませんが、これまでも一般職と準じてきたというような経緯もございます。ときには特別職だけは人勧適用しないというときもございましたが、今回については人勧に準じてということで、特別職にも適用しようとするものでございます。

それから、0.05カ月分、議員の皆様と特別職、教育長の間に差があった件でございますけれども、これについては過去の経緯

は詳しくはわかりませんが0.05カ月分、特別職、教育長のほうが、議員の皆様よりちょっと低かったというようなこととございます。今回の人事院勧告は、年間4.1にするというような勧告とございますので、その差を4.1カ月分にあわせるということで、このたびそれを是正するというものがございます。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

たしか、人事院勧告は民官格差、当然議員は民官格差は適用しない、あるいは町長及び特別職は民官格差とは比べようがないという。もうあえてこうする理由を、あるかもしれませんけど。何で今回0.05上げて是正するんですかね。それまでの経過を知りませんがとおっしゃっている。これまでの経過、大事じゃないですか、この問題について。本当に、経過がなければ0.05差出てこないでしょう。何で出てきたということぐらいは調査するべきじゃないでしょうか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

過去の経過、理由はともあれ、私はちょっとわからないところもございますんですけども、平成16年度当時は、議員さんも特別職も一般職も、それぞれ年間4.4カ月分という時代がございました。それ以降、平成17年度から一般職だけを引き上げて、議員さんと特別職の引き上げは見送るという年度がございましたり、見送った一方で、引き下げるときには一般職と同率を、議員さんも特別職も引き下げるということをなさった年度がございましたり、一方で一般職の引き下げ率と、議員さん、特別職の引

き下げの月数が違う年度がございましたり、いろいろな年度がこれまでございました。それが平成22年度まで5年間程度続いたという経緯がございます。結果的に現在の年間支給月数は、議員の皆様が3.95カ月分、特別職と教育長が3.90カ月分、一般職が3.95カ月分というふうに、特別職と教育長だけが0.05カ月分低いという状況が生じておるといようなものがございます。

今回の人事院勧告の中身といたしましては、今、議員もおっしゃったとおり、官民の格差を調査した上で勧告するというようなものがございます。年間の支給率は幾らであるといようなことが勧告されておりました。幾ら引き上げなさいといような勧告がもちろんあるわけではございませんけども、年間の支給率を4.1カ月分にしなさいという勧告とございますので、この際、議員の皆様も特別職も、この後議案で出てまいります一般職も4.1カ月分、年間支給月数にするということとを判断したものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

過去にわたって、今、御説明あったんですけど、民官格差の中で、非常に公務員が多く民間よりもらっておった。だから当時から順々にやっぱり下げていった。最近では逆転したから上げようという趣旨について、これは私としては賛成いたします。しかし、首長及び特別職は、この3月議会で身を切る思いということ随分おっしゃってました。緊縮財政、豊能町はこのままではやっていけません、身を切る思いですということをおっしゃってました。そして、この0.05かも踏まえて、なぜこの際一遍に上がるか。これまでの格差でいいじゃないです

か。なぜそこで4.1に統一されるんですか。3月の、皆さんが口酸っぱくおっしゃってあった緊縮財政だから、予算を削るとかそういうことは忘れたんですか。忘れたとしか僕は思えない。整合性のあるような、0.5やったら0.5、そのまま適用したらどうなんですか。3月の議会でしゃべられたこととか、そんなんは、うそとは思いませんけど、その姿勢はどこへ行ったんですか。僕は猛省を促したいと思う。答弁は要りませんが、本当に真剣に豊能町の財政を考えた場合には、当然、民官格差の話の中で出てきた問題だから、職員については私は賛成しますけど、少なくとも首長、特別職についてはそのままいいじゃないですか。あるいは上げたとしても0.5の格差ぐらいあってもいいじゃないですか。こういうことです。答弁は要りません。終わります。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

今、福岡議員からも話ありましたが、私は、人事院勧告というのは、先ほども討論したように、基本的に国家公務員に対する勧告であると。公務員には、御承知のように争議権や団体交渉権等の労働基準権の一部が制約されていると。このことから、労働基本権制約の代償措置としての制度であると思っております。民間との格差是正を図り、公平かつ適正な給料を確保するというためのものであって、ただ、これは国家公務員のための勧告が人事院勧告。一般の地方公務員はこれに準ずるという形で、地域の情勢、特に自治体の財政状況を鑑みて、これを参考として判断するということであろうと思うんです。ただ単に短絡的に、人勸から来たから国に準じてというのは、どうもいただけないなと。ほかの市町村で

も、例えば堺市では、平成26年の6月に、平成24年、平成24年から3年ほどとまっていますから、人勸は。平成24年の6月から、堺市は堺市職員及び組織の活性化に関する条例を制定して、人事院給与の透明性の確保、人材の育成及び公務員の能率化を図って、平成25年の4月以降、人事評価制度の勤務手当の反映及び研修の充実に取り組みされておるわけです。また、平成24年の3月からは、堺市の堺市要員管理方針を策定し、スリムで筋肉質な組織を目指して、平成31年度までに要員数を2割以上削減して、役職者全体を33%減らして、給与水準の検討を通して職員の能力とやる気を引き出す取り組みをしております。

また、箕面市でも、今回の。

（発言する者あり）

○13番（西岡義克君）

今回の人事院勧告については組合との交渉中で、12月議会に間に合うかどうか分からないという、聞き合わせたらそういうことでした。箕面市でも、ですから一部の職員の過剰な頑張りではなく、全員が頑張る組織の再編に向けての人事給与体制の確立を平成24年から平成27年度に、人事評価制度の改革を検討し、平成27年度の本格的な実施に向けて取り組んでおります。豊能町でも短絡的にその人事院勧告ということではなく、これを機に人事評価のあり方を前向きに検討し、職員の能力とやる気を引き出す人事給与制度の確立等々の取り組みをしてはどうですか。そういうことを、今回の人事院勧告を気にしてやると、この辺はどうですか。ちょっとお伺いします。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

このたび人事院勧告がございまして、あ

わせて人事評価を導入するというようなことを、前から、平成18年度から、給与構造改革のときから国は言うておりました。このたびもまた新たに言うてくるというようなことでございますけども、豊能町においてはもう既に、今申し上げたとおり、平成18年度の給与構造改革の際に人事評価制度を既に導入しております。今、導入しております制度がよいというふうに、私、言い切るつもりはございませんので、改善するべきところは改善し、今後ともそういう人事評価、正しい人事評価、職員がやる気になるような制度、そのようなものを今後とも改善して取り組んでまいりたいというような思いは持っております。

○議長（竹谷 勝君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

ですからこういう、ただ単に短絡的に人勸を受け取るのではなく、これを機にいろいろな施策をとって、この厳しい財政状況を解決するために、行政職、特別職の方は頑張ってもらいたいということを申し添えておきます。

○議長（竹谷 勝君）

答弁はよろしいですね。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

（多数起立8：5）

○議長（竹谷 勝君）

起立多数であります。

よって、第45号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「第46号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第46号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書10ページ以降をごらん願います。

本件は、国において行われる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正内容に準じ、一般職の職員の給与の改定等を行うものでございます。

条例の内容につきましては、概要説明資料をあわせてごらん願います。

まず、本年4月1日に遡及して施行するものでございますが、1点目は給料表を平均0.3%引き上げるものでございます。

2点目は、期末勤勉手当の支給月数を、年間3.9カ月分から4.10カ月分に0.15カ月分、引き上げるものでございますが、今年度については12月支給分に0.15カ月を加算し、来年度以降は6月、12月それぞれ0.075カ月分、引き上げるものでございます。

3点目は、自動車等使用者の通勤手当を、距離に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

次に、来年度4月1日から施行するものでございますが、1点目は給料表を平均2.0%引き下げるものでございます。

2点目は、地域手当を3%から6%に引

き上げるものでございますが、これは平成30年3月31日までの間で段階的に引き上げるということとされており、来年度は4%を支給するものでございます。

3点目は期末勤勉手当の配分の改定でございますが、これは先ほど申し上げたとおりでございます。

4点目は、管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務の新設でございますが、平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で手当を支給するものでございます。

5点目は、激変緩和措置でございますが、先ほど申し上げた給料表の引き下げにより現給に達しない場合、平成30年3月31日までの3年間、現給を保障するものでございます。条文では第1条で今年度分を、第2条で来年度以降分を規定し、それぞれ附則において施行日を定めるものでございます。

説明は以上でございます。御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

今回、民間を下回るということで賃金を引き上げるということは当然だと思うんですけども、人勧で出てきている分と、今回はまた2.0%、給料の基本を引き下げることと一緒に出してきておられるんですけども、これはどうしてそのようにされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

今年度の人事院勧告につきましては、ことし4月1日にさかのぼって実施するもの

が一つ、それと来年4月1日から実施する給与構造改革、これもあわせて人事院が勧告をしたということで、このたびの条例改正では一緒に提案をさせていただいたというところでございます。

○議長（竹谷 勝君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

これから、今回、退職者の方、来年の3月ですね、何名かいらっしゃいます。新しい職員も採用されるかと思えますけれども、やはり将来、全然こういうことは全く考えられないこの経済情勢もあるし、豊能町の財政状況もあるということですから、これが一緒に出てきたということは、本当に選択が難しいことを迫られたと思うんですね。職員の方たちは、これは苦渋の選択をされたというようなことを聞いておりますけれども、やはり別個に出して、やはりもっと慎重に話ができる時間というものを、やはりつくり出すことが大変重要かと思うんですけども、そういう点ではどうだったのかということをお聞きいたします。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

人事院の役割といいますのは、今、議員もおっしゃったとおり、官民の格差、これを調べるということが一つ仕事としてございます。その官民の格差があれば、引き上げる、引き下げるといような勧告をするというのが一つの役割。もう一つの役割が、そもそも給与体系どうあるべきかとか、人事体系どうあるべきか、休暇の体系どうあるべきかなどなど、そういう人事の体制そのものについても調べて、こうあるべきだという勧告をするのも、これもまた人事院の仕事でございまして、このたびの人事院

勧告は官民格差を勧告したのが一つと、本来あるべき給与体系はこうであるということも勧告をしたと、2点、勧告をなされたので、本町においてはその2点とも尊重して改正をさせていただくということで、あわせて提案をさせていただいたものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（竹谷 勝君）

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

それではお聞きいたしますが、どれぐらいの時間をとって、やはり町職の組合と折衝されたのか。また、組合としては、もうこれは妥結しておられるということをお聞きしてるわけですがけれども、その点はっきりと時間をかけて確認されたかどうか、その点お聞きして3回目終わります。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

職員組合に対しましては、こちら側から職員組合に交渉といいますか、話し合いを申し入れをいたしまして、最初は事務折衝という形で、課長レベルで交渉いたしました。最後は私が出まして、5役、役員との交渉ということで妥結に至ったというものでございます。

期間はどれぐらいかということですが、期間はどれぐらいかということですが、たしか秋口からで、妥結に至りましたのは11月19日の夜でございました。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

この中に、通勤手当改定が入っております。これは人事院勧告ですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

そのとおりでございます。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

人事院勧告で、人事院勧告どおり私どもの通勤もやっておったんですか。その自動車を通う人に通勤手当を増額すると。大都会ならば駐車場の関係で大変だろうと思うけど、山間僻地であるという形によろしいんですか。これが人事院勧告なんかするなんて、国も随分ひまやなど、私、思いますねんけど、本当でっかな。ちょっと申しわけない、私、不勉強かもしれませんが。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

このたびの通勤手当の改定につきましては、官民格差の調査の結果の勧告でございます。民間と比べて、国家公務員において、先ほど申し上げた100円から7,100円までの幅で交通用具使用者、要するに自動車等の使用者の手当が低いということがわかったので、その差を埋めるという勧告をなされたということでございます。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

理解しました。しかし、それならば国も、いわゆる本人負担ですね。例えば豊能町ならばこの向かいのほうに駐車場を借りておられ、共済会という名前で借りておられて、さらに西公民館の向こうにも借りておられる。そういう個人負担等も勘案されて人事院勧告というのは出てるんですか。これは僕ちょっと違うんだと思うんですよ。それはなるほど、通勤について、通勤の値段が、

消費税3%上がったからそのぐらいはふやしますとかいう形ならばわからんことでもないですけど、現実的にその個人負担も踏まえて、そんなことは国が決められるのかなと思ってね。大都会なんてほとんどこれ通勤定期代というのか、通勤の交通費ですわ、ほとんどが。そんなん、駐車場集めたらえらい目に遭うから。そんな場所もないだろうし。本当にそういうことを調べられてこういうことをやられたんですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

通勤手当には2種類ございまして、自動車等の交通用具使用者のための通勤手当と、もう一つはバス、電車等を利用する者の通勤手当ということでございます。このたびは自動車等の交通用具使用者の通勤手当のみを引き上げるといふ勧告でございました。バス、電車等の利用者については、原則、上限はございますけども、満額賄われるというような制度となっております。このたびは引き上げられたのは、人事院がどのように算定して通勤手当を計算してるのか、実は私、知らないんですけども、想像するところでは、今、議員のおっしゃった消費税の引き上げと、あとはガソリンとかの燃料価格の上昇、これらを反映して民間の手当が上がったので、国家公務員についても上げるという勧告をされたというふうに理解をしております。

○議長（竹谷 勝君）

ほか。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

野村でございます。

職員の給与、上げることは、私は非常に賛成なんです。ただ、これ、お支払いして

いる給料というのは、給与というのは、仕事に対する対価です。ですから仕事の評価があって、その対価があります。それによってふえたことなら非常にいいことだと思っているんです。町長、これ、職員、部下、皆さんのこの給与についてどういう思いを持って、今回、人事院勧告のその通達があってふやしたのか。これ非常に職員のモチベーションを上げる重要なポイントやと思うんですね。あくまで中央が出してきたそのことに対して右へ倣えというのは、これは非常にナンセンスであって、町長がやっぱり職員に対する給与として考えるときに、どういう思いでこの給与をふやされるのか、そのあたりちょっとお伺いしたいです。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

御存じのように、豊能町、ラスパイレス指数、低く、ほかと比べてもなかなか低い状態で、今、職員自身頑張っているところでございます。その中で人事院勧告、こちらで官民比較ということで出されたということがございましたので、まずはこの人事院勧告、これにつきましては官民との比較ということがございますから、これについてはもう人事院勧告に倣って、これを受けて上げさせていただいたといったところでございます。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

今のお話を聞いて、これは私の推測なんですけど、今回上げる給与よりもさらに上げてやれと思うぐらいの職員さんは、今、町に対して、住民に対して、一生懸命サービ

ス、努力をしておると。その中で、今回のこの人事院勧告での引き上げは妥当であると。あるいは本当やったらもっと上げてやりたいのと思うぐらいの気持ちを持って、今回のこの上程に至っているのか、そのあたりもう一度お伺いします。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えします。

こちらにつきましては、まずはやはり人事院勧告、こちらに従って進めていきたいということをごさいますて、当然ながら人事院勧告に従って、今回、上げさせていたいただいたところをごさいます。

以上をごさいます。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

本当に答えになってないんですね。

最後に、人事院勧告を受けて給料を上げられるんですが、今、平成18年度に人事評価制度を導入されてます。これで100%やとは思わないんですね。実際もっと評価を、詳細にわたってすべきことであると私は思っています。今、その検討している、実際、材料というか中身があって、それが今現状に追いつかない、今回の人事院勧告に追いつかないということですかね。それとも今、平成18年度に、あくまで、基本的にはまだ従った中で、今回の人事院勧告を受けてというところでよろしいのでしょうか。ちょっと質疑が難しいんですけど。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

先ほども申し上げましたとおり、平成18年度に大きな給与構造改革がございまして、そのときに昇級とか勤勉手当などは勤務評定に応じてやるようにというようにことをごさいます。豊能町もそれを導入いたしました。先ほども申し上げましたけども、今の制度が完全であるというふうに私は思っておりませんでして、これまでも細かいところは修正を加えて改善をしてきたというところをごさいます。現在も修正すべきところがあればどんどん改善していこうというふうに取り組んでおるところをごさいますけども、今、議員が間に合わなかったというふうなこともおっしゃいましたけども、それはもう日々改善というところで意識を持って取り組んでおるところをごさいますので、よろしくお願いたします。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございせんか。

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

今、野村君から質疑あった、関連にもなりませんけども、私はその人事院勧告というのは、先ほども出たように、国家公務員のために国がやっている制度で、結局平成24年、下げたまま全然なかったんですね。その当時は東日本大震災もあって、下げて、なおかつ年間で50.6万円、50万円以上の減額をやっているということで、今回初めて人事院勧告の中で国家公務員を上げないかんということで出てきたわけでありませう。だから私は、職員に対して、それは人事院勧告が何ぼか知らんけども、3やったらうちは1.5上げるぐらい言える職員であってほしいと。だから私は、その人事院勧告で上げることには別にやぶさかではないけど、やっぱり別に人事院勧告やから、町

長が今言われたように、受けなあかんいうことはないですよ。納得して受けたらええわけですよ。それだけ、やっぱり職員が働いてるのかという、ここは基本やと思うんですね。

私はこの間、視察へ行ってきましたけども、富士宮市の職員さんで、社協にいてはった人ですけども、その人は社協の職員から、市から請われて職員になった人です。我々も説明聞いてみましたけども、淡々と説明する穏やかな口調でやってるんですけども、その中にやっぱり義務感じゃなくて郷土愛って、熱い思いを持った職員。私こんな人やったら何ぼでも上げますわ。給料何ぼでも上げた。そういう職員もやっぱりおるから、人事院勧告も手伝ってやるんやっていうのやったらわかるけども、その辺を踏まえてやってほしいと思うんですけども、町長その辺どないです。今の答弁やないけど、人事院勧告があるから、それに何か乗っていきまんねんみたいな形は、私はおかしいと。うちの職員は頑張ってるわ、間違いないんやと、上げるんやとということを一回言うてください。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

田中町長。

○町長（田中龍一君）

お答えいたします。

今回、これまでは人事院勧告に従って下げてきてたと。今回、上がる人事院勧告が出たというところでございますけども、こちら、私どもの職員は、今、ラスパイレス少ない中でもやっています。また、これ、小さな町でございますけれども、基礎自治体として大きな町と同じようなこともしていかなければいけないと。その中で人員削減という中でも一生懸命、今、やっていっているということもありますので、これはやは

りうちの職員も頑張ってますので、これはやはり人事院勧告を受けて、これからも引き続き町一体となって頑張りたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

西岡義克議員。

○13番（西岡義克君）

職員も頑張っておるで、今のいろいろな事故や何や、この間、全員協議会で聞いてましたけど、頑張ってるとは見えないわね、はっきり言うたら。まあそれはええとして、やっぱりこれから、この豊能町も、言うて悪いですけども、財源は税金しかないわけでしょう。その税金を人件費で食いつぶしてるんですよ。100%いってますわ、もう。そんな中でどうしてやっていくかいうことを基本にして、私は別に職員の給与を下げとは言いませんし、とめとも言いません。人事院勧告に従ってやるんやったらやってよろしい。責任はあなたにあるんだから、それを踏まえてこれを受けて、きちっと、やっぱり熱い思いのある職員をきちっと育てる方向で、この給与を利用してほしい。ただ単にベースアップだけするのが能やないわけです。私も職人扱ってますけども、やっぱり運命共同体でやっていますから、そういう意識の中で、今度上げたから頑張れよ言うたら頑張りますかな。そういうことできちっとやってほしいということを申し添えておきます。答弁要りません。

○議長（竹谷 勝君）

ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立 12 : 1）

○議長（竹谷 勝君）

起立多数であります。

よって、第46号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議会運営委員会、広報特別委員会及び環境問題特別委員会より閉会中の審査申し出があります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって、閉会中の審査を許可いたします。

以上で、本臨時会に付された案件は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

本臨時会閉会に当たり、町長より挨拶がございます。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

本日は全ての議案につきまして御可決、御決定ただけまして、まことにありがとうございます。

12月の初旬に議会定例会を、また開催ありますけれども、御審議いただく予定しておりますが、朝夕寒い日続くことが推察されますけれども、お体には御自愛いただきますようお願い申し上げます。臨時会終了の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（竹谷 勝君）

これをもって、平成26年第4回豊能町議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午後1時58分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

第 9 号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）

第 10 号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償額の決定）

第 9 号承認 専決処分事項の承認を求める件（平成 26 年度豊能町一般会計補正予算）

第 44 号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件

第 45 号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び旅費に関する条例改正の件

第 46 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 14番

同 1番